

平成29年度千葉県精神障害者ピアサポート専門員養成研修実施要領

1 開講目的

精神障害のある人が、障害福祉、医療及び企業の現場において、自らの当事者性を活かしながら他の当事者を支援するピアサポート専門員を研修により養成し、その社会参加を促進するとともに、要支援者への支援の向上を図ることを目的とします。

また、研修終了後に実習先等での雇用の可能性も含め、就労につなげることを目的とします。

2 実施主体

千葉県（千葉県委託事業 企画・運営：社会福祉法人成田市社会福祉協議会）

3 受講対象者

以下に示す全ての要件を満たす者として、就労支援機関等（※）からの推薦を得た者。

- 千葉県内に在住であること
- ピア（精神疾患を経験した人）であること
- 精神疾患を患ったことによる困難や苦労に直面したことがあり、その経験を活かして就労する意欲と能力があること
- 自身の体調を把握し、通院や服薬を自分で管理できること
- 障害福祉サービス、医療及び企業の現場において、一支援員として働く意欲があること
- 法令及び職場のルールを守れること
- 本研修の全日程に参加可能なこと

※就労支援機関等・・・障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、医療機関等

4 研修内容

別紙「平成29年度千葉県精神障害者ピアサポート専門員養成研修カリキュラム」のとおり

5 研修期間及び研修会場

| 課程 | 期間 | 会場 |
|------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 前期課程 | 平成30年1月26日（金）～28日（日） | 公津の杜コミュニティセンター 会議室（成田市公津の杜4-8） |
| 実習課程 | 平成30年1月29日（月）～3月2日（金） 上記期間のうち合計120時間 （参加日時は受講時に説明します。） | 受講時に指定された実習先 （成田市、佐倉市、四街道市、 千葉市、旭市 等） |
| 後期課程 | 平成30年3月3日（土）～4日（日） | 公津の杜コミュニティセンター 会議室（成田市公津の杜4-8） |

6 定員

10名

7 受講申込の方法

以下の【必要書類】に必要事項を記入し、下記申込先に郵送してください。

【必要書類】

- (1) 申込書（平成29年度千葉県精神障害者ピアサポート専門員養成研修受講申込書）
- (2) 志望動機書
- (3) 推薦書
- (4) 返信用の定形郵便用封筒（長形3号：A4三つ折り用が望ましい）
 - ・受講可否の通知用に使用します。
 - ・返信先（郵便番号、住所、氏名）を明記し、82円切手を貼り付けてください。

8 申込期限

平成29年12月28日（木）必着

9 申込先及び問合せ先

| |
|-------------------------------------------------------------------------|
| 〒286-0017 千葉県成田市赤坂1-3-1 社会福祉法人成田市社会福祉協議会 地域福祉係 前林 電話 0476(27)7755 |
|-------------------------------------------------------------------------|

10 受講者の決定

受講の可否については、平成30年1月15日（月）までに通知します。

※申込者が定員を上回った場合は、選考により決定します。（先着順ではありません。）

11 修了証の交付

研修の全課程を修了した者には修了証書を交付し、千葉県において修了者名簿を作成し管理します。

12 研修受講に当たっての注意事項

- (1) 次の項目に該当する受講者には修了を認めません。
 - 申込内容に虚偽があった場合
 - 自身や所属等の都合により、欠席又は30分以上の遅刻・早退・離席があった場合
 - ※1回の遅刻等が30分未満であっても、通算で30分を超える場合も同様とします。
 - ※災害や事故により公共交通機関が遅延した場合は、遅延証明書を御提示いただきます。
- (2) 次の項目に該当する受講者には注意を促し、それでも改善されない場合は修了を認めないことがあります。
 - 私語、居眠り、課題の未実施等、著しく受講態度が悪い場合
 - その他、主催者が不適当と判断した場合
- (3) 研修会場及び実習場所では、受講者用に駐車場を用意していませんので、必ず公共交通機関を御利用ください。